平成２３年（フ）第６０７６号
東京都練馬区桜台２丁目44―14―202
債務者　山口サチヨ（旧姓平井）
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６０７７号
東京都板橋区板橋２丁目３－２―601
債務者　坂本　進一
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６０７９号
東京都荒川区西尾久７丁目46－５　ハイツ746・402号室
債務者　三浦　聡子
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６０８０号
東京都足立区大谷田３丁目10―14　田尻方
債務者　村上　霧子
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６０９３号
神奈川県横浜市青葉区鴨志田町569－１　グリーンヒル鴨志田西団地20棟203号
債務者　松浦　清成
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６０９９号
神奈川県横浜市緑区長津田４丁目15―19―202
債務者　津曲　祐子
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６１０１号
神奈川県川崎市多摩区枡形２丁目20―16―103
債務者　菅原　美和
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６１０２号
東京都江戸川区西葛西３丁目14―15―301
債務者　脇阪　繁
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６１０３号
埼玉県草加市金明町973－４　アネックス草加第21―202
債務者　藤塚　章一
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６１０４号
東京都港区高輪２丁目１－２―301
債務者　吹田　幸治
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６１１６号
東京都足立区本木東町13―12
債務者　小黒　泉
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６１１８号
東京都葛飾区東四つ木２丁目６－10―402
債務者　今村　誠美
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６１１９号
神奈川県相模原市南区相模台団地６－１－407
債務者　沖田　絵美
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６１２５号
東京都杉並区和田１丁目67―18―101
債務者　小島　昇
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６１４３号
東京都足立区花畑７丁目21―17―101
債務者　茂原　秀建
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６１７１号
東京都北区栄町28―６
債務者　廣井　幸子
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部